

(様式第2号)

会 議 録

令和4年3月25日作成

会 議 の 名 称	第5回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和3年12月10日(金) 午前10時00分から午前10時37分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 地階 第五会議室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		



第5回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年12月10日(金) 午前10時00分から午前10時37分
2. 場 所 島本町役場 地階 第五会議室
3. 議事日程

【審議】

- ① 島本町農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農用地利用集積計画について

【その他】

- ① 議案書添付資料の見直しについて
- ② 地区別事業説明会(高浜地区)について(報告)

4. 出席者

(委員)

会長	大西 義雄	会長代理	西田 尚弘	委員	小川 良子
委員	柏原 縁	委員	木村 修	委員	清水 正純
委員	下村 清次	委員	田中 幸造	委員	中村 清司
委員	藤原 弘	委員	好本 勲		

(事務局)

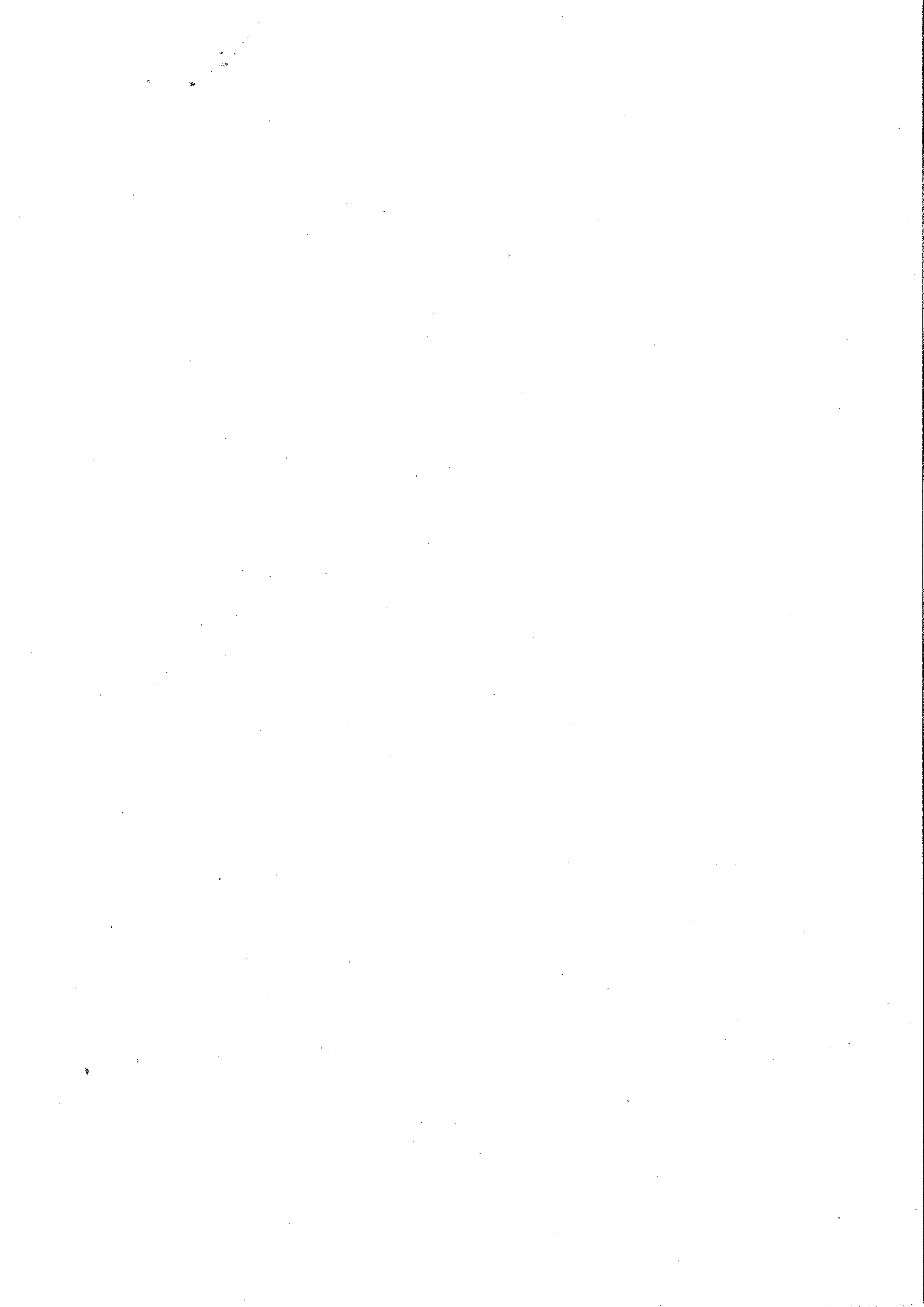
局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	担当	大森 隆雄
担当	木村 圭佑				

5. 欠席者 2名
6. 傍聴人 2名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 下村 清次

署名委員 田中 幸造



<p>事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第5回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の司会を担当いたします事務局の大森でございます。よろしくお願いいたします。本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、なるべく時間を短縮しながら会議を進めてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って進行をさせていただきます。</p> <p>本日の案件は審議案件が、「島本町農業経営基盤強化促進法基本構想に基づく農用地利用集積計画について」の1件、その他1番として議案書添付資料の見直しについて、2番、地区別事業説明会（高浜地区）についてとなっております。事前に郵送させていただいております資料につきましては、本日、皆様お持ちいただいておりますでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>補足資料といたしまして、議案資料1番の農地の場所が分かりづらいかなどと思ひまして、位置図をつけさせていただいております。あと受理通知書と、あと研修会の概要についても補足資料として、お手元資料として置いておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、引き続き、島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>皆さん、おはようございます。年末のお忙しい中、お集まり願ひまして、ありがとうございます。コロナも収まったかなと思ひたら、また新しいウイルスが発生して、日本にも何件か発生してるというようなことを聞いてますので、今後、第6波等々が心配されるところでございます。そういうことでございまして、先ほど司会者も言ひましたように、できるだけスムーズにこの会議が進むことをお願いしたいと思ひます。</p> <p>それから、1件ですけれども、前回の私の説明の中で市街化区域を開発するエリアとして、都市計画法でいう市街化区域は進めていくべきという話をした、お話ししたかと思ひますけれども、ちょっと言葉不足で、あくまでも都市計画法上の話でございまして、これは昭和43年頃にできた都市計画法の基に市街化区域と調整区域が設置をされているということでお話しした内容でございまして、あくまでも農業委員会といたしましては、市街化区域であろうが調整区域であろうが、農地を保全するという立場にとっては変わりはないので、その辺誤解のないようよろしくお願いいたします。そのために、例えば相続の納税猶予とか、あるいは、生産緑地をして、できるだけ農地を保全するのに農業者に負担がかからな</p>

いようにということできてるということでございます。

それから、ちなみに最近の大阪府のこの農業委員会全体43市町村の中で、どんな状況かといいますと、私、常設委員もしていますので、月に1回、財団法人の農業会議で各43市町村から農地転用いうたら、もう全部審議をしているんですけども、そのメンバーとしては3つに分かれて、摂津地区として島本と茨木と高槻、それから、豊能町、能勢町の会長が委員に選ばれています。それから、泉州地区、それから、もう一つは枚方のほうの地区という意味で3つで大体10、そうですね。3、4、12名ぐらい、十二、三名の農業委員の会長さんが集まって、そこで学識経験者が五、六名と、その委員さんとで月に1回するんですけども、そのとき農地転用というのは、大阪府で43市町村で大体2万から3万㎡、市街化区域は当然届出事項ですから、全然検討しませんが、調整区域で農地整備をされるのが平均をすると2万から3万㎡ずつ毎月ありますわ。それぐらいが転用をされていると。調整区域であっても、法律上やむを得ないとか、あるいは、各市町村で地区計画を作られて、そこでどうしても調整するけど、開発をせないかんとか、そういう議案もありますので、最近でしたら太陽光発電とかそういうことをするために、農地転用しやないかんとかということがありますので、それぐらいの調整ですね。そこで審議したものが、新たに知事のほうで、諮問機関ですので、認められるということで、各市町村が幾ら農業委員会にかけて通しても、そこで問題があるというようだったら認められないということで、年間何件か、やっぱり、その各市町村から通過してきても、そこではとおらないという案件はあります。あるいは、その出してきた市町村が、逆に、これは難しいなと思うことで、引き下げられるということがあります。そんなことで進めていますので、農業委員会が農地を減らすということではないということだけでは、よく理解していただきたいと思います。以上、冒頭でありましたけども、挨拶を兼ねて、せんだっての内容についてご報告申し上げます。以上です。

それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。委員13名中、出席委員が11名、欠席委員、高山委員と井上委員ということであります。島本町農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の署名委員を指名させていただきます。下村清次委員、高山一郎委員ですけど、高山一郎委員が欠席ということなので、これはどうなのかな。そしたら、高山委員が欠席ですので、田中委員にお願いできますか。よろしいですか。署名委員ね。よろしく願いいたします。

次に、本日、傍聴者はありますか。

傍聴者が2名おられます。

事務局	<p>では、議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がございますので、認めることとしてよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p>
委 員	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可いたします。</p>
議 長	<p>それでは議案に入ります。まず審議案件に入ります。「島本町農業経営基盤強化促進法基本構想に基づく農用地利用集積計画について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお開きください。説明させていただきます。農地の権利移動、売買や貸借の規制につきましては、「農地法第3条に基づく許可を受ける場合」と、農業経営強化促進法に基づく「農用地利用集積計画による場合」の2つの系統がございます。今回、平成30年12月に農用地利用集積計画の決定をされている農地につきまして、期限満了による更新申請が提出されましたことから、本農業委員会において再度更新の決定をいただくものでございますが、令和2年4月1日より農業経営基盤強化促進法などの改正された法令が施行されたことから、これまで農地利用集積円滑化団体であった高槻農業協同組合が媒介していた農地利用集積円滑化事業が廃止されまして、農地中間管理機構が行っている農地中間管理事業に統合されております。よって、農地に利用権設定をする場合は、現在1番、借り手との交渉を行い、相対契約を締結する方法。2番、中間管理機構に貸付申出をする方法の2通りとなります。今回の利用権設定につきましては、1番の相対契約を締結する方法にて更新を行うものでございます。</p> <p>2ページをご覧ください。2ページが貸し手用の申請書でございます。</p> <p>3ページをご覧ください。3ページが借り手用の申請書となっております。</p> <p>この計画の要件には、1番、農業経営基盤強化促進基本構想に適合すること。2番、利用権の設定などを受ける者の要件として、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること。農作業に常時従事していること。利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意を得ていること。これらの要件が必要となります。これらは基本的に農地法第3条の許可要件と同じになっておりまして確認しましたところ、不備はないものと認識しておりますことから、農用地利用集積計画、こちらのほう5ページから6ペー</p>

議 長	<p>ジをご覧ください。5ページから6ページのとおり定めておりますので、この農業委員会において決定をいただくものでございます。事務局からの説明は以上でございます。</p>
事務局	<p>ただいま、事務局から説明がありました案件ですけれども、担当地区は井上委員でございますが、今日欠席でございますので、事務局から、その点聞いておられることがありましたら、補足説明をお願いします。</p>
議 長	<p>井上委員に欠席の旨の連絡いただいていたので、その際に補足説明について確認しましたところ、補足説明はないということでしたので、先ほど説明したとおりでございます。以上でございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたら、お受けしたいと思います。</p> <p>これ、場所は東大寺4丁目ということ。</p>
議 長	<p>はい。東大寺4丁目と。</p>
委 員	<p>■■■■委員。</p> <p>参考図を、今回の農地のですね。確認したんですけども、ここにつきましてはね。場所的には大池用水の大池から、特に意見としては用水路の件なのですが、特にこの農地利用集積計画でお願いとした項目になるんですけどね。こういうのはつけていただけないんでしょうかね。といたすのは、この用水路、ここが一番ね。出発点の場所になるのでね。用水路の。その一番下流域に当たるのが、私ども誠和の管内の田畑になりまして、この整備された村の用水路の地域においては問題ないのですが、水利の関係で、まあ言いたいことがあるわけですね。というのは、ここで農作業、耕作されていますので、そこへ上流域からかけ流しをやられますと、ごみ草も全部流れてきよるのですね。それを故意になさっている方も事実あるのです。我々もずっと下流域で困っていて、そういう横着なというのですかね。故意に流されても困りますね。それと、この方も結構やっておられますので、十分、水田の耕作については、年齢から見ても相当なベテランの方やと思いますんですけどね。特に代掻きときには、当然冬の間にも切り株、株がやっぱり腐敗しませんのでね。大分春の代掻きの季節には残ってくるのですね。普通、代掻きではすき込みするのが通常のやり方なんですけどね。それをやらずに故意に全部用水路に巻き捨てるというのか、流し込みはるわけですね。それを我々下流域では、全部ほるようになります</p>

	<p>ので、今回そういう申入れというか、そういう書面での申入れとか、そういうのはできないのでしょうかね。</p>
議長	<p>まあ今おっしゃっているのは水路の関係やね。</p>
委員	<p>そうです。</p>
議長	<p>上流で水路にいろんなものを流すとか水を抑制されるとか、そしたら、下流に、耕作に影響するやないかという質問やね。</p>
委員	<p>影響してるんです。事実。</p>
議長	<p>してるということ。</p>
委員	<p>今もしてる。</p>
議長	<p>はい。それ事務局、何かある。それについて。</p>
事務局	<p>そうですね。こちらのお話をさせて進めていくのに際しまして、その適切な利用をするように、お願いをすることは可能だと思います。農業委員会として、正式に、この手続きに対して、契約を交わしているとか、そういうことは今までやったことはないのです。まずはお願いベースでやって進めていく形になるとは考えております。</p>
議長	<p>私から言うとなね。この借り手さんとね。貸し手さん、親子関係なんですよ。これ集積の契約は3年に1回の更新になりますので、前回ぐらいからこういう制度ができたものやからね。それまで農地法を通じてやってはったこともあったし。だから、ずっとこの人、耕作してはるんです。だから、何ら変わったやり方をしてはるということは、今さら言う必要もないと思う。もう何十年かぐらいやってはるねん。親子の関係やねん。お父さんの土地を、これは義理の子供さんにやらはるということで、もし、それで本当に何か水路上にごみを流すとか、まあ農業委員会とは別の問題として出てくるんやったら、それはそれとしてね。またすり込みやらあるし、そういうことでしたらええと思いますけども、その辺、実際ね。■■■さんがおっしゃってるのがどの程度なのかということをもっと把握した上で、やっぱり問題にするんやったら、問題にするということをしたらいかがなものかなと私は思いますけどね。私、今■■■さんが言わはった意見はですね。今まで出てこなかった意見やから、当時、■■■委員が担当の地区で、</p>

委員

逆に何も問題はないということを知っていました。ただ農業委員会としては、これ農用地集積してやって休耕にするとかするよりも、こういう格好で農地集積をしてやっていただくということは、農業委員会としては非常にいいことやと思っておりますので、その点よろしくお願いします。

ありがとうございます。恐らくこの件につきましては、我々下流域で耕作している者やないと、ほとんど分からんというかね。そういう状況です。

それともう一つ、つけ加えたいのが、やっぱり田植えした後でも、年に4回から5回、あぜの草刈りいうのがあるんですよ。これも、まあ故意に落としてる人はいてないと思うんですけどね。草刈り機を借りてやってるんか分からないけども、水路に落ちんように対策を立ててからやるのが当たり前なんやけども、それでも落ちることはあるんです。だから、まあその、作業をやってる一番下流域に、やっぱり止めて草を上げるというような仕方もありますのでね。そういうのをやっぱり守ってほしいと。まあまあ、どこか分かりませんがね。今■■■■さんの■■■■の話聞かして、そういう状況で前からやっておられる方ということでしたら、まあまあ問題ないと思うんですけども、よろしく願いいたしたいと思えます。

議長

はい、分かりました。周りにファミリー農園というのかな。貸し農園、島本町やってるね。あれもたくさんやっておるからね。この人だけに1人をこうこうということについては、僕はいかがなものかということ言ってるんですよ。たくさんこの周り農地をやられてますからね。特にファミリー農園かなりありますから。だから、この人だけにどうのこうのというのはいかがなものかと。その辺十分調査をして、問題のない扱いをしていかないかなど。当然、水利組合があるし、水利組合同士で、そういうお話し合いをしてもらおうということも大事なことやし、その中に農業委員会が入って話し合いしても結構やし、それは今後の課題として取り組んでいただきたいと思えます。

その他、何かありませんか。

委員

今の■■■■委員からそういう話が出たので、私が疑問に思ったのは、こういう事例が今耕作してる人、親子関係いうことやったけども、例えば他人が入っていったときにね。そういうルール作りをしとかな、それを作らへんかったら、こういう、人によって、こういうことをせえへん人も当然現れてくると思うんです。だから、まあこの農業委員として、こういう事例が1つあって、委員になるときは、こういうルールでやってくださいよという目録というたらおかしいね。そういう条例をずっと作つといたら、そ

れを見せて、それで守れますか守れませんか。守れる人に関しては、これをこういうふうにしたという形にもっていったらいいのかな、1つそう思うんですよ。だから、この事例に関してはそれでいいんですけどね。次に何かそういう別の事例があったときには、そのルール作りを1つきっちりしていったほうがいいかなという感じは1つ思います。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。確かにその意見はごもっともなことだと思えます。今までずっとやってきた人っていうのであれば、ある程度地域のこと分かった上でやられていると思われれますけど、新しくやってきた人とかで、やはり、そういったルールとかがないと、他人の方とトラブルだったりとか、地元の方とトラブルがあったりっていうこともあって、農地を続けていく上でしんどい状態っていうのにもなりかねないとは思えます。事務局といたしましても、高槻市をはじめとした三島地区や他市町村等に聞き取りし、その辺についてはしっかり調査した上で、今後の方針を決めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長

よろしいですか。

委員

はい。いいです。

議長

今後、こういう問題は出てくると思えますよ。当然、今後農地を持つてくけども、もう年いって担い手がないし、できないと。もう農地転用して家を建てるとかそういうことしかないということになれば、それこそ冒頭にお話ししましたように、都市部の農地がなくなりますので、それを支えるのが農地集積のこのやり方ですので、これで支えていくということでやってますんですけども、その点十分そのときは確かに他所から来たら、その島本町には島本町のルールがありますから、それをやっぱり十分知ってもらおうということが大事というのはね。これ、私ごとであれですけど、尺代でファミリー農園をたくさんやっているんですよ。この何百枠って。これと全く同じですよ。中にはやっぱり、その尺代の農地をしていくわけ、水路の泥を上げたり草を刈ったりいろいろするやっぱりルールがあるんですよ。それを全然農地をしたことない方がやられるから、全然分からないということやろうから、それは十分そういうお話をしたりね。間違っってはったら、こうですよとしたりして、そういう指導をして、ほんで、慣れてもらおうというような格好で、今は無難にやってますけども、そういうことも大切ではないかなと思えます。その辺、事務局とも相談して、今後これが増えていくようやったら、1つのやっぱりルール、郷に入れば郷に従えですけどねと思えます。以上です。

	<p>その他、何かありませんか。ご質問ございませんか。</p> <p>■■■■委員、よろしいか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を質終結いたします。</p> <p>それでは、採決を行いたいと思いますが、この農用地利用集積計画について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議ないものと認め、採決いたします。</p> <p>賛成の方、挙手願います。ありがとうございます。挙手全員により本案件は承認いたします。</p> <p>それでは、その他の案件に入ります。議案書添付書類の見直しについて、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局から議案書添付書類の見直しについて、ご説明をいたします。すみません。こちらなんですけど、コスト削減であったり、あと事務負担軽減の観点から、現在の添付書類などの見直しは喫緊の課題と言える状況でございます。そのため、近隣自治体農業委員会事務局の議案書添付書類を参考にいたしまして、報告案件について見直し（案）を作成した次第でございます。</p> <p>では、7ページをお開きください。その7ページから9ページまでが添付書類の新旧対照表となっております。これまで、議案書以外に多くの添付資料がついていたのでございますが、改正案としては受理通知書のみとさせていただきます。</p> <p>次に10ページをお開きください。10ページから12ページまでが議案書でございます。議案書については、これまでどおりの内容となっております。変更箇所はございません。令和4年1月以降の報告案件につきましては、当議案書と添付書類を資料とさせていただきたいと事務局では考えております。</p> <p>なお、今回は報告案件のみの見直しでございまして、審議案件の添付資料につきましては、報告案件の方向性を踏まえまして、今後検討してまいります。事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から、この議案書の説明がございましたけども、委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたらお願いします。報告案件のみのということでございます。</p> <p>よろしいですか。これかなり今まで膨大に謄本から全て載せていただいていたんですけどね。</p>

委員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>図面とかそういう関係出ないんですか。何ていうのかな。場所的な位置ですね。これがちょっと分からんときに困るんですよ。</p> <p>これ、番地だけでしょ。</p>
事務局	<p>そうですね。■■■委員のご意見は、ごもっともだと思います。近隣市町村は位置図とかもつけてなかったのですけれども、島本町としては位置図をつけるやり方っていうのが1つかなと事務局では考えています。やはり位置図がないと、これどこのとこやっていうのがなかなか分かりづらいと思いますので、ですから、案では受理通知書しかつけていませんでしたけど、それに加えて位置図をつけるという形で島本町はしたらいいのではないかと事務局は今考えております。いかがでしょうか。</p>
議長	<p>どうですか。位置図をつけるということですけども。よろしいですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>位置図いう説明ですけども、農業委員としては、その位置図も含めてなんやけど、水路の関係するその地図、両方かどうか分かりませんが、それを提示してほしいですね。地図の位置だけ分かっても、水路がどうなっているかさっぱり分からない。</p>
議長	<p>水路、農道もやな。大体セットなんやけどな。</p>
委員	<p>セットになっとったんです。地図の。</p>
事務局	<p>■■■委員、貴重なご意見ありがとうございます。■■■委員のご意見もごもっともかと思しますので、4条、5条につきましては、利用計画図ということで排水計画とか、そういったものが分かるものがついていますので、利用計画図も議案書類として、添付書類としてつけるという形でいかがでしょうか。ですから、受理通知書に加えまして、3条でしたら受理通知書と位置図で、8ページの4条に関しましては、先ほど■■■委員と■■■委員のご意見を合わせまして、受理通知書と現行の2番の土地の位置図を示す地図、公図と付近見取り図と6番の利用計画図、こちらで排水計画が分かりますので、ですから、改正案の1番と現行の2番、6番を取って議案書類、参考書類とする。で、5条に関しましても、先ほどのご意見を踏まえまして、受理通知書と土地の位置を示す地図と利用計画図。ですから、1番と2番と7番を合わせた形で議案書類とするという形はいかがで</p>

委員	<p>しょうか。</p> <p>その届出を出してもろたら十分やと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>3条は、あれ変化がないのでね。4条、5条やな。そのときに開発申請ですから、そのときに水路とか農道が、その開発によってどうなるかということをチェックしたいということだと思います。</p> <p>ほかございませんか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結し、議案書添付書類の見直しの報告を受けたものといたします。もし今後やってみて不具合が出てきたというたら、またそのときに改善したらいいと思いますので、よろしくお願いします。ただ今までの書類でも、これいつも大阪府の常設委員会でも言われるんですけども、非常に個人情報入ってますので、その取扱いについては、個人個人で責任を持ってよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、その他の案件ということで、地区別事業説明会（高浜地区）の報告について、事務局から説明願ひます。</p>
事務局	<p>2番のその他、地区別事業説明会（高浜地区）の報告でございます。お手元に配付しております資料をご覧ください。地区別事業説明会について簡単にまとめた概要資料がございます。こちらなんですけれども、資料でございますとおり11月27日土曜日午後6時から午後8時まで、高浜地区にて、1番、農地中間管理事業の活用、2番、経営所得安定対策事業、産地交付金などの説明会を実施いたしました。こちらなんですけれども、参加者14名、そのうち9名の方が説明を受けた事業につきまして大変興味を持っていただいております、大変有意義な説明会であったと事務局では考えております。</p> <p>他の地区におかれましても、開催希望の方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明のあった案件でございますけれども、委員の皆さんから何かご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>高浜地区の西田さんと好本さん何かあったら報告してください。</p>
委員	<p>先ほどの高浜地区の説明会の概要をご説明させていただきます。開催されました日付、内容につきましては、そちらの手元にあるものを見ていた</p>

	<p>だきまして、内容につきましては、以前、農業委員の研修会で出ました内容の2つの事業に。で、実際開催に当たりまして、高浜地区の農家27軒に事前に案内書を配りました。案内書は事務局で作成をしていただきまして、日付、時間とか、あとテーマについての概略を書いた案内書を作っていただきまして配りました。当日の出席はそちらにありますように14名ということで約半数になります。私は個人的にもう少しあるかなと思ったんですけども、少ないかなという感じがしております。実際開催して説明が終わってから1週間ぐらいの間に、私のところとか、もちろん当日説明会の後、質問とかも出たんですけども、2つの事業ともに数件ずつのいわゆる関心のある方がいらっしゃいまして、その方々に個別に説明できる場所は事務局に確認をして、全てご本人に報告をしたんですけども、今後、当日出られて、まだ意見述べられてない方も含めて、事務局と相談しながら、どういう形で進めるのがいいのか、また第2段階ですね。次の段階に移りたいなと思っております。ですから、現段階では何件申請がどうのこうのとはいえないですけども、申請する方向で今事務局と調整をしているところです。以上が補足説明になります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。好本さん、ないですか。</p>
委員	<p>説明、今西田委員が説明されたとおり、特にはありません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 以上で本日の議案、全て審議が終了したんですけども、委員の皆さんから何かこの際言っておきたいということがありましたら、お願いします。事務局ありませんか。</p>
事務局	<p>事務局からは特にございません。</p>
議長	<p>よろしいですか。ちょっと早いようですけども、特にないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。どうも協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、以上をもちまして、第5回島本町農業委員会を閉会いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。お疲れさまでございました。</p>

